

2 減災施策の内容

減災施策の内容は次のとおりです。

- ・ 早期：早期施策(実施期間が5年以内の施策)… 33 施策
- ・ 長期：長期施策(実施期間が5年を超える施策)… 140 施策
- ・ <現状><目標>の値について、特に時点の記載のない場合は、平成28年11月時点で把握している直近の数値です。
- ・ 実施期間が平成38年度よりも前に終わる施策であっても、実施期間後も継続して実施する場合があります。

Ⅰ 予防対策による減災

①耐震化による減災対策

1 県有施設の耐震化の推進

[主務課]

| | |
|--|--------------|
| <p>(1) 県有建築物の耐震化の推進〔平成32年度まで(早期)〕</p> <p>「県有建築物の耐震化整備プログラム」に基づき、特定建築物※や災害時の応急活動拠点となる建築物の耐震化の進捗管理を行う。庁内関係課からの受託による県有建築物の耐震工事等を実施する。</p> <p>※特定建築物：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条による「特定既存耐震不適格建築物」と同等の用途・規模のものを指す(学校、病院、庁舎等の多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの)</p> <p>《特定建築物及び震災時の応急活動拠点となる建築物等の耐震化率》</p> <p><現状> 95.6%(平成28年4月1日時点)</p> <p><目標> 早期の完了(平成32年度)</p> <p>但し、耐震化の整備計画等を検討している建築物については公共施設等総合管理計画及び現在策定作業中の個別施設計画に基づく施設の長寿命化改修等に併せて耐震化を図る。</p> | <p>施設改修課</p> |
|--|--------------|

2 住宅等の耐震化の促進

[主務課]

| | |
|--|--------------|
| <p>(2) 住宅及び特定建築物等の耐震化の促進〔平成38年度まで(長期)〕</p> <p>平成28年1月に改定した千葉県耐震改修促進計画に基づき、住宅及び特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する建築物の耐震化に関する啓発や知識の普及、耐震相談会の開催等による相談体制の整備、耐震関連補助事業による市町村の支援などの施策を実施する。</p> <p>《住宅及び特定建築物の耐震化率》</p> <p><現状> 住宅 約84%(平成25年度)</p> <p> 特定建築物 約92%(平成27年度)</p> <p><目標> 平成32年度までに耐震化率を住宅 95%、</p> <p> 特定建築物 95%とし、その後も向上を図る。</p> | <p>建築指導課</p> |
|--|--------------|

| | |
|--|--------------|
| <p>(3) 宅地の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>関係市町村に対し、大規模盛土造成地の有無の調査に着手し、その結果をマップの形でホームページで公表するなど、県民への情報提供を図るよう働きかける。</p> <p>《大規模盛土造成地の有無等の公表率》</p> <p><現状> 94%（平成 28 年度末）</p> <p><目標> 100%（平成 32 年度末※その後も継続して実施）</p> | <p>都市計画課</p> |
|--|--------------|

3 災害拠点病院の耐震化の促進

[主務課]

| | |
|--|--------------|
| <p>(4) 災害拠点病院の耐震化の促進〔平成 32 年度まで（早期）〕</p> <p>災害時の医療救護活動拠点となる災害拠点病院の耐震化を促進する。</p> <p>《病院の敷地内で患者が利用する建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門に限る）について、耐震化を促進する》</p> <p><現状> 86.3%</p> <p><目標> 災害拠点病院の耐震化率を 95%にする。</p> | <p>医療整備課</p> |
|--|--------------|

4 教育施設の耐震化の推進

[主務課]

| | |
|---|-----------------|
| <p>(5) 小中学校施設の耐震化の推進〔平成 32 年度まで（早期）〕</p> <p>児童生徒の安全を確保するとともに、地域の防災拠点（避難所）となる公立小中学校施設の耐震化を推進する。</p> <p>《耐震性のない建物（Is 値 0.7 未満）の耐震化》</p> <p><現状> 施設の耐震化率 99.6%（平成 29 年 4 月 1 日時点）</p> <p>※学校統合などの特殊事情があるもの以外は、ほぼ完了している。</p> <p><目標> 施設の耐震化率 100%</p> | <p>教育庁財務施設課</p> |
| <p>(6) 私立学校施設の耐震化の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>学校法人等に対して補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。</p> <p><現状> 耐震化率 86.2%（平成 28 年 4 月 1 日時点）</p> <p><目標> 平成 32 年度までに耐震化率 95%</p> | <p>学事課</p> |
| <p>(7) 体育施設の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>体育施設利用者の安全を確保するとともに、震災時に応急活動拠点となる体育施設の耐震化を推進する。</p> <p>《耐震診断の実施及び体育施設の耐震化》</p> <p><現状> 教育庁所管体育施設の耐震化率 61.5%（平成 28 年 4 月 1 日時点）</p> <p><目標> 教育庁所管体育施設の耐震化の促進</p> | <p>教育庁体育課</p> |

| | |
|--|----------------|
| <p>(8) 文化財施設等の耐震化の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 文化財（建造物）所有者診断実施及び施設等耐震化を推進する。 文化財防火デー等防災訓練実施、普及啓発活動を推進する。 国・県指定文化財の防災設備等設置を推進する。 《文化財防火デー等防災訓練実施率の向上》 <現状> 文化財防火デー等防災訓練の市町村実施率 66.7% （平成 27 年度） <目標> 文化財防火デー等防災訓練の実施率の増加を目指す。</p> | <p>教育庁文化財課</p> |
|--|----------------|

5 橋梁・海岸施設・岸壁等の耐震化の推進

[主務課]

| | |
|--|-------------------------|
| <p>(9) 橋梁の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 緊急輸送道路を中心に、耐震強度の低い橋梁の耐震化を図ることにより、災害に強い道づくりに努める。 《橋梁の耐震化》 <現状> 要対策 7 橋（補強 5 橋 架換 2 橋）（平成 27 年度末） <目標> 要対策 7 橋の耐震化完了</p> | <p>道路整備課、 道路環境課</p> |
| <p>(10) 海岸施設の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震による護岸等の損壊を防止するため、海岸施設の耐震化対策を進める。 <現状> 38%（平成 28 年 9 月末） <目標> 平成 32 年度までに海岸施設の耐震化対策の実施率を 63%とし、その後も継続して推進を図る。</p> | <p>河川整備課</p> |
| <p>(11) 海岸保全施設の耐震・液状化対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 海岸保全施設の耐震・液状化対策等を計画的かつ着実に進め、浸水被害を防止する。 <現状> 水門 4 施設の整備を実施 <目標> 平成 31 年度までに水門 5 施設目の整備を実施し、その後も耐震・液状化対策を推進する。</p> | <p>港湾課</p> |
| <p>(12) 港湾における耐震強化岸壁の整備推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 大規模地震発生時における県民生活の維持のため、住民の避難、緊急物資の輸送に供する耐震強化岸壁の整備を推進する。 《耐震強化岸壁の整備（全体計画 10 バース）》 <現状> 7 バース <目標> 8 バース目の耐震強化岸壁の整備</p> | <p>港湾課</p> |

| | |
|--|--------------|
| <p>(13) 防災拠点漁港における耐震化の整備推進〔平成 31 年度まで（早期）〕</p> <p>防災拠点漁港における緊急輸送ルート^①の耐震化を推進する。</p> <p>＜現状＞ 勝浦（港橋）、鴨川（鴨川マリーンブリッジ）の耐震化が行われていない。</p> <p>＜目標＞ 防災拠点漁港 4 港（銚子、大原、勝浦、鴨川）の内、勝浦・鴨川漁港の緊急輸送ルート（橋梁）の耐震化を行う。</p> | <p>漁港課</p> |
| <p>(14) 河川施設の耐震化の推進〔平成 36 年度まで（長期）〕</p> <p>地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。</p> <p>《河川護岸の耐震化対策の推進》</p> <p>＜現状＞ 44%（平成 27 年度末）</p> <p>＜目標＞ 現在事業実施中の旧江戸川の河川護岸の耐震対策の実施率 100%</p> | <p>河川整備課</p> |

6 ライフラインの耐震化の推進

[主務課]

| | |
|---|---------------------------|
| <p>(15) 水道局の上水道施設耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>水道局の浄水場等施設及び管路の耐震化を推進する。</p> <p>《水道局上水道施設の耐震化率》</p> <p>＜現状＞ ・浄水場等施設：95.3%（平成 27 年度末） ・管路：18.4%（平成 27 年度末）</p> <p>＜目標＞ ・浄・給水場等施設 99.1%（平成 32 年度までに） ・管路：23.8%（平成 32 年度までに）</p> | <p>水道局浄水課、 水道局給水課</p> |
| <p>(16) 水道施設の耐震化の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>断減水による県民生活の影響を未然に防止・軽減するため、水道施設の耐震化を促進する。</p> <p>＜現状＞ ・耐震化計画を策定している事業者数 35 事業者/県内 47 事業者 ・耐震化率が全国平均以上の事業者数 基幹管路耐震適合率 29 事業者/45 事業者、浄水施設耐震化率 14 事業者/42 事業者、配水池耐震化率 16 事業者/45 事業者（平成 27 年度末） ・重要給水施設を位置付けている事業者数 36 事業者/県内 41 事業者</p> <p>＜目標＞ ・県内全ての水道事業者が、耐震化計画を策定する。 ・県内全ての水道事業者が、水道施設における耐震化率を全国平均以上とする。 ・県内全ての水道事業者が、基幹病院等を重要給水施設へ位置付ける。</p> | <p>水政課</p> |

| | |
|--|-----------------|
| <p>(17) 下水道施設の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>下水道の管渠施設の耐震化を推進することにより流下機能を確保する。また、処理場施設の耐震化を推進することにより簡易処理機能を確保する。</p> <p>＜現状＞ 管渠施設・ポンプ施設・処理場施設の耐震化を推進している。</p> <p>＜目標＞ 管渠施設・ポンプ施設・処理場施設の耐震化を推進する。</p> | <p>下水道課</p> |
| <p>(18) 工業用水道施設の耐震化の推進〔平成 29 年度まで（早期）〕</p> <p>工業用水道施設の耐震化を図るため管路施設の布設替工事を実施する。</p> <p>《耐震性を高めるため、PS コンクリート管を布設替する。》</p> <p>＜現状＞ 4.9km（平成 27 年度末）</p> <p>＜目標＞ コンクリート管の布設替 7.2km（平成 29 年度までに）</p> <p>【参考】</p> <p>耐震性を有する施設（平成 29 年度末見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木施設 17 / 53 施設 ・管路 約 210 / 約 380 km ・水管橋 13 / 84 施設 | <p>水道局施設設備課</p> |

②都市型災害への対応

7 帰宅困難者・滞留者対策の推進

[主務課]

| | |
|--|--------------|
| <p>(19) 帰宅困難者対策の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>帰宅困難者の一斉帰宅を減少させるための対策や帰宅時の支援方策等について、九都県市や市町村、企業等と連携を強化、推進する。</p> <p>＜現状＞ ・「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」において「むやみに移動を開始しない」ことの一斉広報を実施。</p> <p>・九都県市首脳会議の取組みとして、広報啓発ポスターを作成し、JR の主要駅等に掲示、啓発リーフレットを作成配布。</p> <p>＜目標＞ 九都県市や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(20) 駅や空港等における滞留者対策の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>帰宅困難者の一斉帰宅を減少させるための対策や帰宅時の支援方策等について、九都県市や市町村、企業等と連携を強化、推進する。</p> <p>＜現状＞ 県内 9 地区において駅周辺帰宅困難者等対策協議会が設立（平成 28 年度末）</p> <p>＜目標＞ 各市町村における駅周辺帰宅困難者等対策協議会等の設立を支援し、地域の実情に応じた対策を進める。</p> | <p>防災政策課</p> |

8 中高層建築物対策の推進

[主務課]

| | |
|---|--------------|
| <p>(21) 高層集合住宅における共同備蓄対策の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>高層集合住宅の管理組合による共同備蓄の促進や、高層集合住宅への自主防災組織の設置促進を行う。</p> <p>＜現状＞ 未着手</p> <p>＜目標＞ ホームページや県民だより等を活用し、高層集合住宅における共同備蓄に関する広報・啓発を行う。</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(22) エレベーターの停止に対する復旧対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>地震による揺れや停電によりエレベーターが停止し閉じ込められた場合の復旧について、情報の共有化など関係団体等と連携して対策を進める。</p> <p>＜現状＞ 未着手</p> <p>＜目標＞ ホームページや県民だより等を活用し、エレベーターが停止し閉じ込められた場合の復旧方策に関する広報・啓発を行う。</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(23) エレベーターの閉じ込め防止対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>エレベーターの地震時の閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。</p> <p>＜現状＞ 定期報告等の機会を捉えて地震時管制運転装置の設置の啓発に努めている。地震時管制運転装置の普及率は、平成 27 年 5 月に 33%であったが、平成 28 年 11 月は 40%に向上している。</p> <p>＜目標＞ 計画期間中継続してエレベーター所有者への啓発に努める。</p> | <p>建築指導課</p> |

③沿岸・埋立て地域等における減災対策

9 津波対策の推進

[主務課]

| | |
|---|--------------|
| <p>(24) 津波に対する訓練・啓発の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>津波が発生した場合、一刻も早く高い場所へ避難することが必要であるため、津波に対する意識の高揚を図るとともに、避難場所や避難経路が広く周知されるように啓発活動及び訓練の実施について市町村へ働きかける。</p> <p>《該当市町村で津波の啓発事業や訓練等を実施させる仕組みを整備する。》</p> <p>＜現状＞ 年 1 回訓練の実施。 平成 28 年度は、大網白里市と共催で訓練を実施（10/23）。</p> <p>＜目標＞ 千葉県津波避難計画策定指針及び各市町村が策定する津波避難計画に基づいた、実効性のある訓練を実施することで、津波災害に対する意識の高揚を図る。</p> | <p>危機管理課</p> |
| <p>(25) 港湾における津波避難対策の推進〔平成 32 年度まで（早期）〕</p> <p>避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波からの避難を確実に実施するため、津波避難対策を検討し、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練等を検討する。</p> <p>《港湾における津波避難対策》</p> <p>＜現状＞ 未検討（平成 28 年）</p> <p>＜目標＞ 検討済</p> | <p>港湾課</p> |
| <p>(26) 津波避難計画の作成支援〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>海岸線等を有し、津波による浸水が想定される市町村においては、迅速に一時的な避難ができる場所を確保するとともに、津波発生時には避難に必要な津波情報の伝達をする必要である。このことから、市町村に対して観光客等を考慮した避難場所の確保や避難誘導、情報伝達など、津波に対する避難計画作成の支援を図る。</p> <p>《沿岸 27 市町村で避難計画を作成》</p> <p>＜現状＞ 14 市町村が策定済み（平成 28 年 9 月末時点）</p> <p>＜目標＞ 該当市町村で津波避難計画を作成</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(27) 最大規模の津波浸水想定の設定〔平成 29 年度まで（早期）〕</p> <p>想定し得る最大規模の津波に係る浸水想定の設定、また、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸について、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域の指定等に向けた検討を進める。</p> <p>＜現状＞ 未完了（平成 29 年 4 月時点）</p> <p>＜目標＞ 最大規模の津波浸水想定の設定</p> | <p>河川整備課</p> |

| | |
|--|--------------|
| <p>(28) 海岸施設の津波対策の推進〔平成 30 年度まで（早期）〕</p> <p>東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、甚大な被害が発生した九十九里沿岸については、早急な対策を講ずる必要があることから、海岸施設による津波対策を図る。</p> <p>《九十九里沿岸の堤防の嵩上げ実施率》</p> <p>＜現状＞ 60%（平成 28 年 11 月末時点）</p> <p>＜目標＞ 100%</p> | <p>河川整備課</p> |
| <p>(29) 海岸保全施設の整備（嵩上げ）の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>海岸保全施設等の高さの見直しを行った「海岸保全基本計画」に基づき、比較的発生頻度の高い津波を対象に、防潮堤の嵩上げ等、津波対策を実施する。</p> <p>＜現状＞ 0.0km ※詳細設計・海づくり会議</p> <p>＜目標＞ 平成 31 年度までに港湾海岸における津波対策を 0.3km 整備し、その後も推進を図る。</p> | <p>港湾課</p> |
| <p>(30) 海岸堤防の整備の推進〔平成 32 年度まで（早期）〕</p> <p>漁港海岸における津波対策のための海岸堤防を整備推進する（被災地域の九十九里地域を行う）。</p> <p>＜現状＞ 0km</p> <p>＜目標＞ 海岸堤防の整備（対象延長 3.2km）</p> | <p>漁港課</p> |
| <p>(31) 水門・樋門の自動化（建設海岸）〔平成 30 年度まで（早期）〕</p> <p>海岸保全施設の整備により、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進め、水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る。</p> <p>＜現状＞ 未対応（平成 29 年 4 月時点）</p> <p>＜目標＞ 水門・樋門の自動化（建設海岸）</p> | <p>河川整備課</p> |
| <p>(32) 河川施設の津波対策の推進〔平成 30 年度まで（早期）〕</p> <p>東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、甚大な被害が発生した九十九里沿岸については、早急な対策を講ずる必要があることから、堤防の嵩上げ等、河川津波対策を実施する。</p> <p>《早急な対策が必要な 7 河川の堤防の嵩上げ実施率》</p> <p>＜現状＞ 58%（平成 28 年度当初）</p> <p>＜目標＞ 100%</p> | <p>河川整備課</p> |
| <p>(33) 水門・樋門の自動化（津波対策河川）〔平成 30 年度まで（早期）〕</p> <p>平成 23 年東日本大震災で被災を受けた太平洋沿いの河川管理施設の耐震化・津波対策等を、計画的かつ着実に進め、水門、樋門の自動化を検討しつつ、確実な作業と操作員の安全を確保する。</p> <p>＜現状＞ 未対応（平成 29 年 4 月時点）</p> <p>＜目標＞ 水門・樋門の自動化（津波対策河川）</p> | <p>河川整備課</p> |

10 石油コンビナート対策の推進

[主務課]

| | |
|--|------------|
| <p>(34) 千葉県石油コンビナート等防災計画の見直し〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>平成 26 年度から 2 カ年で実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果による千葉県石油コンビナート等防災計画の修正を行うと共に、以降も毎年検討を加え、必要がある場合に修正する。</p> <p>＜現状＞ 平成 26 年 3 月修正版（平成 28 年 3 月時点）</p> <p>＜目標＞ 平成 29 年度は、主に防災アセスメント調査結果を反映するための計画修正を行う。 平成 30 年度以降は、計画内容に検討を加え必要に応じて修正する。</p> | <p>消防課</p> |
| <p>(35) 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所への立入調査の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>特定防災施設や防災資機材の維持管理状況及び災害時の応急措置等について、消防機関及び海上警備救難機関等と連携して立入調査を実施して状況確認を行うとともに、不備がある場合には是正指導を行う。</p> <p>《4 年間で全ての特定事業所及び共同防災組織で実施し、その後も同様とする。》</p> <p>＜現状＞ 71 事業所、11 共同防災組織（平成 25～28 年度）</p> <p>＜目標＞ 71 事業所、11 共同防災組織（平成 29～32 年度） 71 事業所、11 共同防災組織（平成 33～36 年度）</p> | <p>消防課</p> |
| <p>(36) 長周期地震動による石油タンクへの影響確認及び対策に関する検討〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>内閣府が公表する相模トラフの長周期地震動データを入手して、県内石油タンクへの影響を確認し、影響が大きい場合には対策を検討する。</p> <p>＜現状＞ 平成 28 年 1 月 18 日に、内閣府において「相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会」が立ち上げられ、防災の観点から検討が行われている。</p> <p>＜目標＞ 内閣府が公表する相模トラフの長周期地震動データを入手して、県内石油タンクへの影響を確認する。</p> | <p>消防課</p> |

I 予防対策による減災

| | |
|--|--------------|
| <p>(37) 流出油防除用資機材の整備〔平成 38 年度まで（長期）〕 大規模な油流出事案に対処するため、県において必要な防除資機材を保有するとともに、特定事業所及び防災関係機関が相互応援できる体制を整えておく。</p> <p>＜現状＞ （県所有資機材：平成 28 年） オイルフェンス 12,096m 油吸着マット 23,941kg 油処理剤 8,665ℓ 油回収ネット 7,580m 油導入式浮枠 3 基</p> <p>＜目標＞ 県で保有する防除資機材について、毎年 1 回その保有量を取りまとめ、資機材の機能を考慮しながら必要量の維持・確保を図る。 また、特定事業所（石油コンビナート等災害防止法）との資機材に係る相互応援協定に基づき、相互の保有資機材量の情報共有を図る。</p> | <p>危機管理課</p> |
|--|--------------|

11 液状化対策の推進

[主務課]

| | |
|--|---------------|
| <p>(38) 水道管路の液状化対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 水道管路の液状化対策を推進する。 《湾岸埋立地域における管路の耐震化率》</p> <p>＜現状＞ 32.9%（平成 27 年度末） ＜目標＞ 51.5%（平成 32 年度までに）</p> | <p>水道局給水課</p> |
| <p>(39) 下水道の液状化対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 液状化によるマンホールの浮き上がり対策を推進する。</p> <p>＜現状＞ 毎年 1 回、対策に関する啓発を行っている。 ＜目標＞ 毎年 1 回、対策に関する啓発を行う。</p> | <p>下水道課</p> |
| <p>(40) 液状化の危険性や対策についての啓発〔平成 38 年度まで（長期）〕 沿岸地域、河口、河川・湖沼沿い、谷津、造成地などでの地震時の液状化の危険性や対策について、県民、事業者等に広く啓発を行う。</p> <p>＜現状＞ 地震被害想定調査で液状の危険度やしやすさを算出し、ホームページ等で公表。 ＜目標＞ ホームページや県民だより等を活用し、液状化の危険性や対策に関する広報・啓発を行う。</p> | <p>防災政策課</p> |

④ 孤立集落等対策

12 孤立集落等対策の実施

[主務課]

| | |
|---|----------------|
| <p>(41) 孤立が予想される地域の土砂災害防止対策の推進、地すべり対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>土砂災害防止対策、地すべり対策事業を推進する。</p> <p>＜現状＞ 65 箇所（着手済）</p> <p>＜目標＞ 平成 32 年度までに土砂災害防災対策及び地すべり対策事業を 79 箇所着手済にし、その後も継続して推進を図る。</p> | <p>河川整備課</p> |
| <p>(42) 孤立集落対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>孤立するおそれのある地域における予防措置及び応急活動対策の指針の作成などを検討し、市町村の孤立集落対策を支援する。</p> <p>＜現状＞ 孤立する可能性のある集落の調査を平成 26 年 5 月に更新した。</p> <p>＜目標＞ 引き続き、国と連携しながら孤立集落の情報収集に努める。</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(43) 災害危険箇所等の資料化〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>土砂災害、津波・地震、洪水等のハザードマップや各種防災情報を活用した資料の整備を行う。</p> <p>＜現状＞ 各警察署において継続的に実施している。</p> <p>＜目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料化 ハザードマップ、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域等の災害関連情報を基にした各種資料の策定 ・管理者対策 防災関係機関に対する管理者対策の実施 | <p>警察本部警備課</p> |

⑤ 安全な県土の整備

13 道路・橋梁等の整備の推進

[主務課]

| | |
|---|--------------|
| <p>(44) 緊急輸送道路等の整備の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>緊急輸送道路等の県管理道路については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、バイパス整備や拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。</p> <p>＜現状＞ 国道・県道の整備を推進中</p> <p>＜目標＞ 国道・県道の整備を推進し、災害に強い道づくりに努める。</p> | <p>道路整備課</p> |
| <p>(45) 高規格幹線道路等の整備の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、高規格道路等の整備を促進する。</p> <p>＜現状＞ 高規格幹線道路の整備率 89%（平成 28 年）</p> <p>＜目標＞ 高規格幹線道路の整備率の向上を図る。</p> | <p>道路計画課</p> |

1 予防対策による減災

| | |
|--|-------|
| <p>(46) 道路法面对策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 国道・県道の法面对策を推進することにより、災害に強い道づくりに努める。 <現状> 要対策箇所の対策率 66%（平成 27 年度末） <目標> 緊急輸送道路を中心に県管理道路の法面对策を推進し、道路の防災、震災対策を図る。</p> | 道路環境課 |
| <p>(47) 農道橋（15m以上）の橋梁点検耐震調査の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 農道橋（15m以上）の橋梁点検耐震調査を推進する。 <現状> 12 橋（平成 28 年 3 月時点） <目標> 22 橋</p> | 耕地課 |

14 土砂災害対策の推進

[主務課]

| | |
|---|-------|
| <p>(48) 土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査の推進〔平成 30 年度まで（早期）〕 県内にある土砂災害危険箇所について、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査を実施することにより、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図る。 《土砂災害防止法に基づく 1 回目の基礎調査の実施率》 <現状> 63.9%（7,033 箇所/11,000 箇所）（平成 29 年 3 月） <目標> 100%</p> | 河川環境課 |
| <p>(49) 急傾斜地崩壊危険箇所の着手箇所の向上〔平成 38 年度まで（長期）〕 急傾斜地崩壊危険箇所の着手箇所についての事業を進める。 《急傾斜地崩壊危険箇所の着手箇所の向上》 <現状> 506 箇所（平成 27 年度末） <目標> 511 箇所</p> | 河川整備課 |

15 災害に強いまちづくりの推進

[主務課]

| | |
|---|------------------|
| <p>(50) 重点密集市街地の解消〔平成 35 年度まで（長期）〕 市街地整備（密集市街地の解消）を推進する。 <現状> 新規事業のため未整備（計画中） <目標> 浦安市猫実 A 地区の密集市街地 0.9 ha を区画整理を用いて解消する。</p> | 市街地整備課、 建築指導課 |
| <p>(51) 街路事業の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 街路の整備により市街地における防災性向上を図る。 <現状> 都市計画道路の整備を推進中 <目標> 都市計画道路の整備を推進し、防災性向上を図る。</p> | 道路整備課 |

| | |
|---|-------------------------|
| <p>(52) 無電柱化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 県管理道路の無電柱化を推進することにより、災害に強い道づくりに努める。 《無電柱化の推進》 <現状> 26.7 kmを整備完了（平成 27 年度末） <目標> 緊急輸送道路を中心に県管理道路の無電柱化を推進し、震災時における道路閉塞等の防止等、防災性の向上を図る。</p> | <p>道路環境課、 道路整備課</p> |
| <p>(53) 緊急時の避難路等の整備及び延焼防止に資する緑地の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕 土地区画整理事業を推進する。 《土地区画整理事業の整備面積率》 <現状> 58.1%（平成 27 年度） <目標> 平成 32 年度までに 94.8%とし、その後も継続して推進を図る。</p> | <p>市街地整備課</p> |
| <p>(54) 県立都市公園の整備の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震災害時に復旧・復興の拠点や周辺地区からの避難者を收容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所となるような防災機能を有する県立都市公園を整備する。 《整備中の県立都市公園の供用開始率》 <現状> 14.1% <目標> 平成 32 年度までに 28.6%にし、その後も向上を図る。</p> | <p>公園緑地課</p> |
| <p>(55) 消防施設等の整備の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 市町村における消防施設等の整備に対する補助を行う。 <現状> 全国平均に比べて充足率が低い項目がある。 <目標> 国が示す指針を目標として、地域の実情を踏まえた適切な体制の整備に取り組む。</p> | <p>消防課</p> |
| <p>(56) 住宅用火災警報器の設置の普及〔平成 38 年度まで（長期）〕 住宅火災による死者数の低減に有効な手段である「住宅用火災警報器」を県内全ての住宅に設置されるよう普及啓発を図る。 《県全体の普及率》 <現状> 65.1%（消防庁推計結果・条例適合率） （平成 28 年 6 月時点） <目標> 100%</p> | <p>消防課</p> |
| <p>(57) 感震ブレーカーの設置の普及〔平成 38 年度まで（長期）〕 復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。 <現状> 地震による建物倒壊等により停電した後の復電については、電力会社が 1 軒 1 軒のブレーカーが落ちていることを確認し、確認の済んだ地区から復電することとしている。 <目標> 通電火災防止対策を推進する。</p> | <p>消防課</p> |

| | |
|---|--------------|
| <p>(58) 防災製品の活用の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>火災による死傷者を低減するため、関係機関と連携し、防災製品の活用を促進する。</p> <p>＜現状＞ 防災製品の認知度が低く、特に一般家庭における防災製品の認知度が低い。</p> <p>＜目標＞ 防災製品の認知度を向上させ、普及を推進する。</p> | <p>消防課</p> |
| <p>(59) LP ガスの放出防止対策の促進〔平成 29 年度まで（早期）〕</p> <p>地震や津波による液化石油ガス容器の転倒などから起こるガス放出により、火災の発生・延焼の発生を防止するため、LP ガス放出防止装置等の設置を促進する。</p> <p>＜現状＞ 設置率 43.4%（平成 28 年 6 月時点）</p> <p>＜目標＞ LP ガス放出防止装置の設置促進を図る。</p> | <p>産業保安課</p> |

16 構造物等の長寿命化の推進

[主務課]

| | |
|---|--------------|
| <p>(60) 橋梁の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>建設後 50 年を経過した高齢化橋梁が今後急速に増えることを踏まえ、長寿命化によるコスト縮減と地域の道路網の安全性・信頼性のより一層の向上を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた維持管理・更新を推進する。</p> <p>＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）</p> | <p>道路環境課</p> |
| <p>(61) 横断歩道橋の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>建設後 50 年を経過した高齢化横断歩道橋が今後急速に増えることを踏まえ、長寿命化によるコスト縮減と地域の道路網の安全性・信頼性のより一層の向上を図るため、横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づいた維持管理・更新を推進する。</p> <p>＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ 横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）</p> | <p>道路環境課</p> |
| <p>(62) トンネルの戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>県の管理する道路トンネルは、その大部分が高度経済成長期以降に整備されており、同時期に高齢化を迎え補修が必要となってくることを踏まえ、長寿命化によるコスト縮減と地域の道路網の安全性・信頼性のより一層の向上を図るため、トンネル長寿命化修繕計画に基づいた維持管理・更新を推進する。</p> <p>＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ トンネル長寿命化修繕計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）</p> | <p>道路環境課</p> |

| | |
|---|-----------------------|
| <p>(63) 門型標識の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 32 年度まで（早期）〕</p> <p>高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ門型標識の維持管理・更新を確実に実施するための計画を策定する。</p> <p>＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ 門型標識の維持管理計画の策定</p> | <p>道路環境課</p> |
| <p>(64) ボックスカルバート等の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 29 年度まで（早期）〕</p> <p>高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつボックスカルバート等の維持管理・更新を確実に実施するための計画を策定する。</p> <p>＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ ボックスカルバート等の維持管理計画の策定</p> | <p>道路環境課</p> |
| <p>(65) 海岸施設長寿命化計画の策定〔平成 30 年度まで（早期）〕</p> <p>高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ海岸施設の維持管理・更新を確実に実施するための長寿命化計画を策定する。</p> <p>＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ 海岸施設長寿命化計画の策定</p> | <p>河川整備課、 港湾課</p> |
| <p>(66) ダムの施設長寿命化計画の策定〔平成 32 年度まで（早期）〕</p> <p>高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつダムの維持管理・更新を確実に実施するための長寿命化計画を策定する。</p> <p>＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ ダムの長寿命化計画の策定</p> | <p>河川整備課</p> |
| <p>(67) 砂防関係の施設長寿命化計画の策定〔平成 30 年度まで（早期）〕</p> <p>高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ砂防関係施設の維持管理・更新を確実に実施するための長寿命化計画を策定する。</p> <p>＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ 砂防関係施設の長寿命化計画の策定</p> | <p>河川整備課</p> |

| | |
|--|--------------|
| <p>(68) 河川管理施設の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>排水機場や水門等の河川管理施設は、人口や財産が集中する県北西部を中心に設置されており、特にゼロメートル地帯をはじめとする地盤高が低い地域においては、高潮や洪水から地域を守るための要となっていること、また、これらの施設は昭和 40～50 年代に建設されたものも多く老朽化していることから、震災時に機能不全に陥らないよう、長寿命化計画に基づき維持管理・更新を確実に実施する。</p> <p>＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ 河川管理施設の長寿命化計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）</p> | <p>河川環境課</p> |
| <p>(69) 港湾施設の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、港湾施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理や施設の更新を進める。</p> <p>＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ 港湾施設の長寿命化計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）</p> | <p>港湾課</p> |
| <p>(70) 下水道施設の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、下水道施設の老朽化による被害拡大を防止するため、長寿命化計画等に基づいた維持管理・更新を推進する。</p> <p>＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点）</p> <p>＜目標＞ 下水道施設の長寿命化計画等に基づく維持管理・更新の実施（毎年）</p> | <p>下水道課</p> |

17 居住空間内外の安全確保対策の推進

[主務課]

| | |
|--|--------------|
| <p>(71) 家具の転倒防止対策の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>新聞・テレビ・ラジオなどの各種メディアや、ホームページ、県民だより及び県民対象の各種イベントで、家具の転倒防止対策の重要性を訴えていく。</p> <p>《家具の転倒防災対策実施率》</p> <p>＜現状＞ 58.6%（平成 28 年度）（県政世論調査）</p> <p>＜目標＞ 70%</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(72) 自動販売機の転倒防止対策の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、関係団体等と連携して、自動販売機の転倒防止対策を促進する。</p> <p>＜現状＞ 未着手</p> <p>＜目標＞ ホームページや県民だより等を活用し、自動販売機の転倒防止対策に関する広報・啓発を行う。</p> | <p>防災政策課</p> |

| | |
|--|--------------|
| <p>(73) ブロック塀対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊により通行人に危害を与えることや道路を閉塞することを防止するため、正しい施工方法に関する知識の普及や啓発を図る。</p> <p>＜現状＞ 市町村と連携し、リーフレットの配布などにより正しい施工方法に関する知識の普及や啓発を行っている。</p> <p>＜目標＞ 継続してコンクリートブロック塀等の正しい施工方法に関する知識の普及や啓発を図る。</p> | <p>建築指導課</p> |
| <p>(74) 各種落下物対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>建築物の外壁、袖看板等の落下を防止するため、定期的な点検と維持管理に関する知識の普及や啓発を図る。</p> <p>＜現状＞ 建築物防災週間の機会に合わせ、建築物所有者、管理者等へ外壁等の維持保全状況の調査、落下の恐れのある物件の指導を行っている。また、定期報告制度の普及啓発を図り、建築物の適正な維持保全の推進に努めている。</p> <p>＜目標＞ 継続して各種落下物を防止するための知識普及や啓発を図る。</p> | <p>建築指導課</p> |

18 農村地域や森林における防災対策の推進

[主務課]

| | |
|--|------------|
| <p>(75) 地すべり対策、ため池等の整備の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>地すべり対策、ため池等の整備を推進する。</p> <p>《新規採択地区における効果発現のための主要工事の早期完了》</p> <p>＜現状＞ 0ha</p> <p>＜目標＞ ため池の耐震化により被害を軽減する面積を 141ha とする。 土砂災害のリスクを軽減する面積を 518ha とする。</p> | <p>耕地課</p> |
| <p>(76) 土地改良施設の減災対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>地震による土地改良施設被害の未然防止や軽減を図るため、被災した場合に周辺の人家等に大きな影響が及ぶおそれがある等の防災重点ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施する。</p> <p>＜現状＞ ハザードマップ等ソフト対策に向けて関係機関との調整中である（作成済みは 0 箇所）。</p> <p>＜目標＞ 平成 32 年度までにハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合を 10 割とする。 ※防災重点ため池に選定されているため池は 11 箇所</p> | <p>耕地課</p> |
| <p>(77) 山地災害危険地区の着手地区数の向上〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>山地災害危険地区事業未着手地区について事業を推進する。</p> <p>《着手地区数の向上》</p> <p>＜現状＞ 1,335 地区（平成 27 年度末）</p> <p>＜目標＞ 1,360 地区</p> | <p>森林課</p> |

| | |
|--|------------|
| <p>(78) 海岸県有保安林の整備〔平成 32 年度まで（早期）〕 海岸県有保安林の整備を行う。 ＜現状＞ 65ha（平成 27 年度） ＜目標＞ 165ha（平成 32 年度）</p> | <p>森林課</p> |
|--|------------|

19 教育施設の防災対策の推進

[主務課]

| | |
|--|-----------------|
| <p>(79) 学校が避難所になることへの対応の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 県立学校施設の老朽化や地震等による災害発生時の事故から児童生徒を守るとともに、災害時の避難施設としての安全性を高めるため、総合的な安全対策の強化を図る。 《老朽化したライフライン等施設の更新・改修》 ＜現状＞ 平成 28 年度実施工事 電気設備改修 4 校 非常放送設備改修 2 校 自動火災報知機改修 2 校 ＜目標＞ 老朽化したライフライン等施設の更新・改修を行う。</p> | <p>教育庁財務施設課</p> |
| <p>(80) 県立社会教育施設が避難所等になることへの対応の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 宿泊施設を有する県立社会教育施設が避難所等になることへの対応を推進する。 ＜現状＞ 避難場所・避難収容施設指定施設 2 施設 （東金青年の家・鴨川青年の家） ＜目標＞ 宿泊施設を有する県立社会教育施設を市町村の避難所・避難場所に指定する。</p> | <p>教育庁生涯学習課</p> |

20 危険物施設、高圧ガス製造施設等の防災対策の推進

[主務課]

| | |
|--|------------|
| <p>(81) 危険物施設への立入検査の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 危険物施設の設備及び管理状況について、法令基準の適合状況の確認を行い、不備がある場合には、是正指導を行う。 ＜現状＞ 9 施設 11 事業場に、2 年に 1 度の立入検査を実施している。 ＜目標＞ 9 施設 11 事業場に、2 年に 1 度の立入検査を実施する。</p> | <p>消防課</p> |
| <p>(82) 危険物施設の安全管理者に対する講習会の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 危険物取扱者の資質と安全意識の向上を図るため、危険物施設の安全管理者に対する講習会を実施する。 《法定に基づく講習》 ＜現状＞ 年間 30 回程度実施している。 ＜目標＞ 年間 30 回程度実施する。</p> | <p>消防課</p> |

| | |
|---|--------------|
| <p>(83) 高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>高圧ガス製造施設等の立入検査・保安検査を徹底し、保安の確保を図る。</p> <p>＜現状＞ 立入検査 591 件、保安検査 674 件（平成 27 年度）</p> <p>＜目標＞ 立入検査・保安検査を継続して実施し、施設の耐震性向上対策を推進し、保安の確保を図る。</p> | <p>産業保安課</p> |
|---|--------------|

21 毒物劇物製造業等施設の防災対策の推進

[主務課]

| | |
|--|------------|
| <p>(84) 毒物劇物製造業等施設の立入検査の徹底〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者、要届出業務上取扱者等の施設に対し、概ね 3 年に 1 回の頻度で定期的に立入検査を実施する。</p> <p>＜現状＞ 立入検査実施率 54.5%（平成 28 年度末）</p> <p>＜目標＞ 毎年度、立入検査実施率 40%とする。</p> | <p>薬務課</p> |
| <p>(85) 毒物劇物製造業等施設の取扱責任者に対する講習会の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>毒物劇物製造業・輸入業者の毒物劇物取扱責任者に対する講習会を毎年度 1 回実施する。</p> <p>＜現状＞ 講習会を平成 29 年 3 月に開催した。</p> <p>＜目標＞ 講習会を毎年度 1 回実施する。</p> | <p>薬務課</p> |

22 ライフライン対策の推進

[主務課]

| | |
|---|--------------|
| <p>(86) ライフライン事業者との連携強化〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>県とライフライン事業者やライフライン事業者相互においての災害時の情報連絡体制の確立強化、ライフライン施設の防災性の向上を図る。</p> <p>＜現状＞ 年 1 回程度、ライフライン対策連絡協議会幹事会を開催し、ライフライン事業者との連絡体制強化、防災性の向上を図っている。</p> <p>＜目標＞ 年度当初、年度末にライフライン対策連絡協議会幹事会を開催し、県やライフライン事業者の訓練計画・実施の報告等、ライフライン事業者との切れ目のない連絡体制の確立強化、防災性の向上を図る。</p> | <p>危機管理課</p> |
|---|--------------|

⑥防災教育等の推進

23 防災教育の推進

[主務課]

| | |
|---|-------------------|
| <p>(87) 防災教育基礎講座等の充実〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>県内の高校生等に、災害に対する備えの重要性と災害時それぞれに求められる役割を認識させるための講座等を実施する。</p> <p>＜現状＞ 県内高校 66 校（平成 28 年度）</p> <p>＜目標＞ 県内高校 100 校（全 183 校）</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(88) 地域・学校防災教育セミナーの開催〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>自主防災組織、学校関係者、災害対策コーディネーターなどが集い、地域と学校が連携しての防災教育について共通の認識を育てる防災教育セミナーを実施する。</p> <p>＜現状＞ セミナー参加者数 1,902 名（平成 28 年度）</p> <p>＜目標＞ セミナー参加者数累計 4,000 名（平成 38 年度）</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(89) 学校と地域が連携して行う防災教育の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>学校の教育活動全体を通して、子どもたちが、災害時に適切に判断し、それに基づく行動が取れるとともに、他者や地域の防災に貢献しようとする態度が身につくよう、防災教育公開事業を活用して、防災教育の推進を図る。</p> <p>＜現状＞ 平成 23 年から平成 28 年 12 月までで、県内公立学校 53 校及び県内地域 11 地域で、防災教育公開事業を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で周知した。</p> <p>＜目標＞ 実施期間内に、県内 40 校、5 地域において、防災教育公開事業を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で広めていく。</p> | <p>教育庁学校安全保健課</p> |

24 防災に関する普及啓発の推進

[主務課]

| | |
|--|--------------|
| <p>(90) 防災意識の啓発〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>新聞・テレビ・ラジオなどの各種メディアや、ホームページ、県民だより及び県民対象の各種イベントで、防災意識啓発を行っていく。また、市町村、消防本部に対し、起震車の貸出しを行う。</p> <p>＜現状＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞・テレビ・ラジオ等各種メディアとホームページを通じての防災啓発 ・県民だより 8 月号に防災啓発記事を掲載（平成 27 年度） ・起震車の貸出し（通年） ・防災ポータルサイトの啓発ページアクセス数 476,140（平成 27 年度） <p>＜目標＞ ポータルサイトのアクセス数増加を目指す。</p> | <p>防災政策課</p> |
|--|--------------|

| | |
|---|------------------------|
| <p>(91) 防災意識調査の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>県民が防災に対してどの程度の意識を持って、「自助」・「共助」の取り組みを行っているかを把握し、今後の防災政策に反映させるとともに、県民の防災意識の啓発を推進するため、防災意識調査を実施する。</p> <p>＜現状＞ 県政に関する世論調査を毎年実施 ＜目標＞ 県政に関する世論調査を毎年実施</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(92) 中・高校生の防災活動の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>中・高校生が、災害時に地域社会の大きな力となれるよう、災害の実状や災害時の心得を学び、適切な判断と行動ができる力を身につけさせる。また、地域と連携した防災訓練などへの積極的な参加を推奨し、中・高校生に命の大切さと日頃の備えの重要性を認識させ、ボランティア意識の向上を図る。</p> <p>＜現状＞ 平成 23 年から平成 28 年 12 月までで、県内公立学校 5 校及び県内地域 2 地域で、防災教育公開事業を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で周知した。</p> <p>＜目標＞ 実施期間内に、県内 5 校、1 地域において、防災教育公開事業の中で、防災ボランティアや災害ボランティア活動の推進・支援事業を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で広めていく。</p> | <p>教育庁学校安全 保健課</p> |

25 人材の育成

[主務課]

| | |
|---|--------------|
| <p>(93) 訓練プログラムによる能力向上、防災危機管理スペシャリストの養成〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>体系的な訓練プログラムによる職員の能力向上を図るとともに、専門性の高い職員（防災危機管理スペシャリスト）の養成を進める。</p> <p>＜現状＞ 研修随時受講（平成 28 年度） ＜目標＞ 訓練プログラムによる能力向上 専門性の高い職員の養成</p> | <p>防災政策課</p> |
| <p>(94) 消防学校・防災研修センターの整備〔平成 31 年度まで（早期）〕</p> <p>老朽化の著しい消防学校について、高層建築物や倒壊建物・がれきからの救助など、訓練機能を大幅に強化して移転改築し、消防職員・団員への教育・訓練の充実を図るとともに、自主防災組織等の研修施設として、防災研修センターを併せて整備することにより、地域の防災力の向上を図る。</p> <p>＜現状＞ 建設中 ＜目標＞ 新消防学校・防災研修センターを整備し、消防職員・団員のほか、自主防災組織への教育の充実を図り、防災力の向上に寄与する。</p> | <p>消防課</p> |

| | |
|--|------------------------|
| <p>(95) 学校防災の人材育成の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>防災教育の人材を育成するため、教員及び管理職を対象とした研修会を実施し、学校における防災教育や防災管理の推進と充実を図る。</p> <p><現状> 平成 22 年度から平成 28 年 11 月末までで、2,791 人の教員及び管理職が、防災授業実践研修会に参加した。</p> <p><目標> 教員及び管理職を対象とした防災授業実践研修会の参加者を、実施期間内に 1,950 人にする。</p> | <p>教育庁学校安全 保健課</p> |
|--|------------------------|